

貨物自動車運送事業を兼業されている皆様へのお知らせ

平成15年4月1日に改正貨物自動車運送事業法及び貨物利用運送事業法(改正前:貨物運送取扱事業法)が施行され、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業(以下、「実運送」という。)を経営する者の行う運送を利用してする貨物の運送(貨物自動車利用運送)は、貨物自動車運送事業の事業計画に含まれることとなりました。

そのため、**平成15年3月31日以前に貨物自動車運送事業法に基づく「実運送」及び貨物運送取扱事業法に基づく「第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送)」を経営されていた場合**において、利用する運送事業者が実運送を経営する者のみであれば、貨物自動車運送事業の事業計画に移行されていることから、今般の「標準貨物自動車利用運送約款」の改正に伴う手続き等は不要です。

- ◆ **平成15年3月31日以前**に貨物自動車運送事業法に基づく「実運送」及び貨物運送取扱事業法に基づく「第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送)」を経営しており、**利用する運送事業者が実運送を経営する者のみの場合**

必要な作業

平成15年4月1日の法改正により貨物自動車運送事業に移行されているため、**今般の「標準貨物自動車利用運送約款」の改正に伴う手続きは不要**です。しかし、今後も第一種貨物利用運送事業者(貨物自動車運送)向けの周知文書が届く可能性があるため、**主たる事務所を管轄する地方運輸局又は運輸支局に連絡してください。**

- ◆ **平成15年3月31日以前**に貨物自動車運送事業法に基づく「実運送」及び貨物運送取扱事業法に基づく「第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送)」を経営しており、**利用する運送事業者に実運送を経営しない第一種貨物利用運送事業者(貨物自動車運送)(以下、「利用専業者」という。)**が含まれている場合

必要な作業

利用専業者を利用する場合は、貨物利用運送事業法に基づく第一種貨物利用運送事業(貨物自動車利用運送)により行う必要があることから、**今般の「標準貨物自動車利用運送約款」の改正に伴う手続きが必要**です。ただし、別途、平成15年3月31日以前に締結した利用専業者との利用運送契約を確認する場合があります。

※ **平成15年4月1日以降**に貨物自動車運送事業法に基づく実運送の経営許可を取得し、第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送)の廃止等の手続きを行っていない場合には、速やかに手続きをしてください。なお、許可日以前に利用専業者との利用運送契約を締結しており、届出を行っている場合にはこの限りではありません。